

見附市告示第11号

見附市建設工事請負基準約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和8年1月29日

見附市長 稲田亮

見附市建設工事請負基準約款の一部を改正する約款

見附市建設工事請負基準約款（平成9年見附市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100万円」を「200万円」に改め、同条第3項を削り、同条に次の3項を加える。

- 3 受注者は、請負金額が200万円を超える工事については、契約締結の日から起算して14日以内に設計図書に基づき、工事に関する工事費内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 4 工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 5 工程表及び工事費内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第8条の次に次の1条を加える。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- （1） 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場

合

- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

（2）前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

別表中「× 1. 05」を「+消費税相当」に、

「

注

- 1 「変更工事価格」とは、変更後の設計額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。
- 2 「元設計額」とは、当初の設計額をいい、「元請負金額」とは、当初の請負金額をいう。

」を

「

注

- 1 「変更工事価格」とは、変更後の設計額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。
- 2 「消費税」とは、消費税及び地方消費税をいう。
- 3 「元設計額」とは、当初の設計額をいい、「元請

負金額」とは、当初の請負金額をいう。

」に

改める。

附 則

この約款は、令和8年2月1日から施行する。